

平成8年3月8日(金) 午前10時17分開会

1 出席議員

議 長	4番 吉 尾 政 春 議員	1番 谷 口 清 治 議員
	2番 橋 場 守 議員	3番 大 沼 恒 雄 議員
	5番 吉 田 俊 一 議員	6番 吉 田 好 宏 議員
	7番 森 井 章 夫 議員	8番 横 山 峯 生 議員
	9番 野 道 夫 議員	10番 久 保 寛 議員
	11番 山 木 一 男 議員	12番 杉 本 邦 雄 議員
	13番 室 田 俊 朗 議員	14番 中 村 進 議員
	15番 山 田 英 次 議員	16番 伊 藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 篠 田 久 雄 君

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西 田 篤 正 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	市 橋 忠 晴 君	財政課長	平 木 昭 良 君
産業課長	矢 野 潔 君	水道課長	小 西 恒 二 君
民生課長	半 田 昭 雄 君	振興室長	中 村 幸 雄 君
建設課長	藤 間 武 君	和風園園長	三 上 洋 一 君
旭寿園園長	清 水 勝 之 君	サービスセンター 所 長	片 桐 俊 男 君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 久 本 博 美 君 次 長 松 田 剛 君

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇敏彦君 書記 三浦剛君

席

午前10時17分 開会

---

(開議宣言)

○議長(吉尾政春議長) おはようございます。ただいま定足数に達しておりますので、これより4日目の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長(吉尾政春議長) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番橋場議員、16番伊藤議員を指名致します。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第25、議案第17号、平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園長(清水勝之園長) 議案第17号。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

別冊予算の228ページをお開き頂きたいと存じます。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム旭寿園特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250,173千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終了致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終了致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第26、議案第18号平成8年度沼田町国民健康保険特別会計予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長(半田昭雄課長) 議案第18号。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計予算について。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

別冊でございますけど、ページ数256ページ。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計予算。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441,708千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終了致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終了致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第27、議案第19号、平成8年度沼田町老人保健特別会計予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長(半田昭雄課長) 議案第19号。平成8年度沼田町老人保健特別会計予算について。平成8年度沼田町老人保健特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

ページ数、290ページになりますが。平成8年度沼田町老人保健特別会計予算。平成8年度沼田町

老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ791,432千円と定める。

第2項については省略させていただきます。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終了致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終了致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第28、議案第20号、平成8年度沼田町公共下水道特別会計予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（小西恒二課長） 議案第20号。平成8年度沼田町公共下水道特別会計予算について。平成8年度沼田町公共下水道特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

別冊の304ページをお開きを頂きたいと思います。平成8年度沼田町公共下水道特別会計予算。平成8年度沼田町公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ282,700千円と定める。

2項は省略をさせていただきます。

2条の債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により債務を負担をすることができる事項は、期間及び限度額は第2条負担行為による。307ページに記載しておりますので、お目通し頂きたいと思います。

次の3条の地方債につきましては、地方自治法第230条、第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、事実及び償還の方法は第3表、地方債による。それは308ページに記載しておりますので、後程お目通し頂きたいと思います。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番。

○5番（吉田俊一議員） ページ数ですね324ページですけども、私の間違いでしたらご了承願いたいと思いますけれども、貸付金の預託金が2,583千円でございましたけれども、これ何か5年でもって全て終わらそうかというような中身でもって、貸付金のそれなりの中身でもって初年度がいくら、次年度がいくらと。最終的には終わっているのではなかろうかと思えますけれども、尚、その公団に水洗便所の貸付金がここに20万計上されておりますけれども、そこ等辺どうなっておりますでしょうか。お聞き致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 水道課長。

○水道課長（小西恒二課長） はい、お答えを致します。下水道は確かに平成2年から始まりまして、この当時から数えますと5年も経過しております。しかしながらまだその後に、貸付金が5年を限度として行っておりますから、この後に借入れをした部分が既存では2,183千円でございます。それから新設部分も一応40万円みております。そういった事での予算化でございます。

○議長（吉尾政春議長） 5番。

○5番（吉田俊一議員） 一再一 いや、そうでなくて、そうしましたら、今後とも改造については一軒に10万円を支出するんだという事は、何年まで続くんですか。

○水道課長（小西恒二課長） これはあの、永遠と続くお話だと思います。これは今条例で基準額をひとつ10万円という事に定めておりまして、その枠内で貸付を行っております。ですから水洗トイレですと一軒例えば40万円限度としてますよとかね、改造費についてはいくらだよと、今条例に基づいた内容で行っておりますから、今まだ100%に達した訳ではありません。下水道も今は92%台でございますから、これからどんどんとまだ水洗化をされていながらもまだ付けてないご家庭がございますから、これ等については対象になります。

○議長（吉尾政春議長） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終了致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第29、議案第21号、平成8年度沼田町水道事業会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（小西恒二課長） 議案第21号。平成8年度沼田町水道事業会計予算について。平成8年度水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

別冊の338ページをお開きを頂きたいと思います。平成8年度沼田町水道会計予算。これは公営企業法に基づく会計処理で行っております。

第1条、平成8年度沼田町水道会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数は、1,840戸。年間総給水量は636,480㎥、一日平均が1,744㎥。主な建設改良工事については20,971千円でございます。

次に3条の収益的収入及び支出予定額は、次のとおり定める。事業費の収益については総額269,077千円でございます。内訳については記載のとおりでございます。支出の方に入りまして、事業費の総額は269,077千円で収支が同額でございます。内訳については記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出については、次のとおり定める。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額22,741千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。収入の部であります。資本的収入につきましては14,268千円でございます。内訳は次のとおり、別紙のとおりでございます。それから資本的支出の総額は37,009千円でございます。この内訳は次のとおりであります。この差額金を留保資金で補填するものでございます。

次のページに移ります。企業債の第5条であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は配水設備改良費でございます。限度額は10,000千円、利率は6.0以内という事で予定をしております。償還方法についてはここに記載のとおりでございますので、お目通しを頂きたいと思います。

6条の一時借入金の限度額は20,000千円と定める。

それから7条の予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、記載のとおりでございます。

8条の議会の議決を得なければ流用できない経費についてはですね、職員給与費の金額は23,685千円でございます。

9条の、他の会計からの補助金。上水道運営費補助金、広域化対策補助のために一般会計からの会計

へ補助を受ける金額は115,070千円である。次に、棚卸資産の購入限度額は3,264千円と定める。

平成8年3月5日提出、沼田町長。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（野議員） 362ページ。課長の方から2目の配水及び給水費のですね、管網図の及び台帳整備委託料で16,500千円の計上を致しておりますけれども、これは課長の、今現在の課長さんはちょっと中身的にお分かりにくいだらうと思いますけれども、相当前に水道が出来まして町内ずっと配管されておりますが、その時に検定もあったと思うんですけども検定をされ、全てお金を払う時に図面を提出してから役場でお金を払っていると思うんです。そこに今更、図面が全く無かったと、そして更にこういったものを作成をする、委託を掛けて作成をするという事はどういう事かちょっと具体的にひとつ説明、ちょっとして頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 予算査定をさせて頂いた、提出した責任者として申し上げますけども、おっしゃった通り私もこんな話ないと、どうしてないんだと。それは当時の、今は既に亡くなっちゃったけどもその担当者が全て自分の頭の中にあっただと。検定する全ての、その担当責任者が。そんな事でこれは作らんきゃならん、作るらんきゃならんと言って過去からも言ってきましたけれども、とうとう出来てなかった。だから目玉なんていうものでなくてね、尻拭いということになります。本当にこれは申し訳ないと思うんですけどね。作っておかなければ結局どこにあるかという事、別の工事する時どこに入っているか分からん、また切っちゃうという事があるから一度は作らんきゃならんだろうとそういうふうに思って、止むを得ず予算化致したところで、これは水道が出来たその時から、毎回作っていかなくきゃならないものが、作らずにきてしまったということです。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 町長さん、分かりました。お金を払うという事は全てのものが揃ってから支出をすると思います。それがしないで、書類が揃わないでお金を払った行政というのは、それはね大変なおかしなことであって、今まで建設委員会も色々、委員さんもおられたと思いますけれどもこういった内容も、一回もご質問も何もなかったかという事なんですけど、これはやはりただ図面が作れまいという事ではなくて、その前の書類もある程度調査して本線があつて支線があつてここに家に入っているものがあれば、ある程度省けるのかなと思うけれども、これ全部航空写真かなんかを撮って、そしてそいつにあい線を入れて、そして距離入れて委託、そういうものを作る委託料という事だと思うんですけども、この辺の中身はどういう設計、いや航空写真かそれとも現在の写真を利用してやられ

るのか、ちょっと教えて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 水道課長。

○水道課長（小西恒二課長） 今のご指摘のとおりだと思います。ただですね、それぞれの工事については全部書類が全部あるんです。勿論、完成届けから全部書類が全部整っています。ただ、それをまとめた一つのものに載せてある。そこにはこんなものがついているよ、そういうような通常見れるような書類の中に記載がされてない。その整理がされてないという事なんですね。ですから、それらの昔からのやつを全部集めて、ひとつの物に作ろうという事で、ちなみにですね今考えておりますのは、今策引図と言いましてこれは25,000分の1で考えております。管網図については2,500分の1で考えている。詳細図、市街地については500分の1、そして農村地については1,000分の1。こういった物の3種類のまず図面を作成致します。それから、その中に管の太さとか材質であるとか仕切弁の位置であるとか、建設年度だとか、そういうようにそれをひとつ持つと、ここの管が切られたんだからこれほどの部品を用意にすれまいんだ、ということがすぐ対応出来るひとつのものを作りたい。管網図を作りたいという事と、台帳整理であります。一応建設年次ごとの延長、それから管の種類、太さ、それから仕切弁台帳だとか消化栓台帳だとか、こういったものを網羅をして整備を行いたい、こんな主旨でございます。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 説明の中で、当時のその工事の図面だとかそういうのがあるということなんですけれども、実際に例えば工事でそれが切断されて修繕だけやった場合がありますね。それが現状の図面では、例えばこちらの方を見て入ってるのが実際の修繕では遠回しに付け替えている、というそういう図面がない。ですから、そこを掘ってくとその管は完全にあるんですけれども、本来はこちらの違うルートで水が通っているとか、それから修繕をかけて直してその管を撤去してその図面がきちっと直っていればいいんですけれども、そのままになっているもんですから実際にその漏水箇所が二つの系統で流れてどっかこいつてる場合もある。そのような事になってるんです。それを整備しないと今言いましたようにきちっとした修繕が出来ないという、漏水が防げないということなんです。それと思い切ってそれをやるというふうに予算を計上致しましたのは、実は固定資産の通知する時に平成12年までに図面で明らかになるようなものをもって固定資産を納税者に通知しなさい、という自治省の制度が変わるんです。これをやるにはやっぱり飛行機を飛ばさんきゃならない。それが5千万位かかる。それであればかえってこの水道管の方の現況をきちっと押さえて、あとは家屋の載ってない部分、道路台帳何かも修正かけまして、載ってない部分については地元の企業にお願いすれば安く上がる。そういう事でこれが出来上がることによって、その今12年まで仕上げんきゃならない固定資産の納税者の台帳の整備が

ある程度可能になる。そういうような事で思い切ってこれをやる事になった経過です。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再々 はい、分かりました。なんか水道課長に最後にこのような話をして申し訳ありませんでした。あのひとつ、十分ひとつ発注側としてこういうようなもののやり方というような、町長さんの方からもお話ありましたけどもちょっとやっぱりね。助役の話も聞いたんですけども、もう少し嚴重に発注して頂きたいなと考えております。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 他に。2番。

○2番（橋場議員） 私も同じ所なんですけど、助役が言ったように改修した所の図面が無かったといつて、俺そういう分からないのをどうやって調べるのかな。それが分からないんですよ。土工の人達はね管理まってる所を調べるのに、針金2本分けてもって開いたらここだなんてやるけど、それ式で管がいつていると分かる機械があるのかなとちょっと考えたんですよ。それはどうなるんですかなと思つて。

○議長（吉尾政春議長） 水道課長。

○水道課長（小西恒二課長） 昨年です。漏水調査の中で、本当にあるべきとこでない所に流れているとか、色々そういう調査をしますと管がどっち側に、例えばこの仕切弁とこの仕切弁を止めると、完全に水が止まるはずなやつがまだ流れていく、流れてくるというものがございます。それは前のですね、今の現況図には載ってないんですがたまたま改良でなつた時に付け忘れをしたとか、落とし忘れをしたとかという部分が確かにありますね。ですからその辺は、電波探知機で。

○議長（吉尾政春議長） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よつて本案は、原案のとおり決しました。休憩します。

11時30分

○議長（吉尾政春議長） 再開します。

11時47

分

○議長（吉尾政春議長） 日程第30号、議案第22号、公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長） 議案第22号。公平委員会委員の選任について。この関係につきましては、今現職の三宅重雄さんがこの3月26日をもって、任期満了になります。そこで三宅さん、再度お願い致したいということであります。住所は旭町2丁目1番5号。昭和4年10月12日生まれでございます。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。暫時休憩致します。

11時47分

---

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

11時48

分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加について、お諮り致します。ただいま、議案等4件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第32、議案第23号、沼田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について、日程第33、議案第24号、沼田町米穀低温貯留乾燥調整施設建設委託契約について、日程第34、請願第1号、1、新たな理念の「食料

、農業、農業基本法」の制定に関する、2、酪農、畜産振興施策に関する請願について、日程第35、請願第2号、寒冷地手当の削減に反対する意見書提出に関する請願について、以上、日程に追加することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第32、議案第23号、沼田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第23号。沼田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について。沼田町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成8年3月8日提出、沼田町長名でございます。

条文の朗読は省略致しまして、現在沼田町の農業委員会の選挙による定数11名を、1名減じまして10名に改めるという提案でございます。宜しくご審議のほどお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） ひとつ、農業委員というのはそれから委員会というのはどういう枠、役割を担って農業、沼田の農業の振興にとってどんな任務を果たさんきゃならんのか、その点1点聞かせて頂きたい。

それから先程の農業委員会からの要請の文章見ましたら、部落が、農事組合が10に減ったんで11が10に減ったんで10名にしてくれということで、その中により農民と密着性があると、起きるといふ事になってる。私は増えてる方が、現状11人の方がその点は主旨と反して密着できるじゃないかと思うんですね。そして更にこれから農業情勢が大変になるので、やはり農民の理解という農業委員会ってやっぱりもっと充実性をさせないとならんと思って、人間増えれば充実という訳じゃないかもしれないけれどもね。やはり11人いれればそれだけの人がはけるといふね、意志のある人がいれればそれだけ充実されると思うんで、そういう点をどういうふうにご考慮されるのか。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） はい。前段の農業委員会の役割という事でございますけれども、ここに関しましては一般的な言い方になりますけれども、農地の利用集積を通じた中で経営形態の育成、更にこの事が地域の、地域との合意、いわゆる地域に密着したなかでの活動と、こんな事で考えております。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 数が多いほどいいという面もありますけれども、その地域の中を把握する事が、出来ればそれはそれで機能を果たしていける。それは農業委員の現在の皆さんが10名で1名減って

も、この他に学識経験者というのが5名になりますか、いる訳ですから、十分把握していけるというそういうような事でありますから、私どももそれを信頼を致しているところであります。

○議長（吉尾政春議長） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 私は減らす事に反対です。課長から説明ありましたが、農業の農民の議会ということでありましてね、この沼田の農業をどうするかという農業政策を建議して町長に諮問する事や何かあるんです。そういう事からいうと、やはり人数の多い、たくさんの頭で考えて厳しい農業情勢を乗り越えていく、という上から人を減らすべきじゃないという立場で反対を致します。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第23号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第33、議案第24号、沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設建設委託契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） 議案第24号。沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設建設委託契約について。下記のとおり委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会議決を求める。ただし設計変更に伴い必要があるときは請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、沼田町米穀低温貯留乾燥調製施設建設工事。契約の方法、系統施行による随意契約。契約金額、1,623,706千円消費税を含む。4、契約の相手方、ホクレン農業協同連合会、代表理事会長、藤野貞雄。工事場所、沼田町字沼田111番101、111番108。6の工期、着工の日から153日間。

平成8年3月8日提出。沼田町長。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第34、請願第1号、新たな理念の食料、農業、農村基本法の制定に関する、酪農、畜産振興施策に関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員により説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第1号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものとして決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第35、請願第2号、寒冷地手当の削減に反対する意見書提出に関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しま

した。お諮り致します。請願第2号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものとして決しました。暫時休憩致します。

11時59分

---

○議長(吉尾政春議長) 再開致します。

12時00

分

○議長(吉尾政春議長) 議案日程に追加について、お諮り致します。ただいま、意見案等5件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第36、意見案第2号、地方分権の推進に関する要望意見書(案)について、日程第37、意見案第3号、新たな理念の食料、農業、農村基本法の制定に関する意見書(案)について、日程第38、意見案第4号、酪農、畜産振興施策に関する意見書(案)について、日程第39、意見案第5号、寒冷地手当の削減に反対する意見書案について、日程第40、閉会中の所管事務調査申出書について、以上を日程に追加することに決しました。

○議長(吉尾政春議長) 意見案の一括議題について、お諮り致します。この際、意見案第2号、第3号、第4号、第5号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第2号、第3号、第4号、第5号は一括して議題とすることに決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第36、意見案第2号、地方分権の推進に関する要望意見書(案)について、日程第37、意見案第3号、新たな理念の食料、農業、農村基本法の制定に関する意見書(案)について、日程第38、意見案第4酪農、畜産振興施策に関する意見書(案)について、日程第39、意見案第5号、寒冷地手当の削減に反対する意見書(案)についてを、一括して議題と致します。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。本4案は、原案どおり関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本4案は、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第40、閉会中の所管事務調査申出書を議題と致します。お諮り致します。本件は、各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申出であります。説明を省略し、これを許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 以上で、全案件の審議が終了しました。

只今、町長から、挨拶の申し出がありますので、これを許可します。町長。

○町長(篠田久雄町長) ひと言お礼を申し上げたいと思っておりますが、この5日から始まりました平成8年の第1回の定例会にあたりまして全議員の皆さんが出席の上、非常に精力的に会期内で全ての案件を議決して頂きました。特に一般会計もそうではありますが、今年只今議決賜りました米穀の施設というのは非常にこの大きな施設となる、また大きな予算を伴うものであります。また新しい事業としては国際交流、高校生を派遣するという課題があります。これから色々煮詰めなきゃならん問題もありますが、これ等につきましては皆さん方のご意見、これはもう十分に尊重させて頂きながら全職員と力を合わせて、この慎重な中にも効率的な執行ができるように最善の努力をして参りたいと思っております。そんなことで今後ともご指導賜りますようお願いを申し上げます、ひと言お礼に返させて頂きたいと思っております。大変どうも有り難うございました。

---

(閉会宣言)

○議長(吉尾政春議長) 以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成8年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員